

会 議 等 結 果 報 告 書			
会議区分	会 議 ・ 打 合 せ ・ 協 議	文書番号	4 1 3
		決裁期日	平成 1 7 年 1 2 月 1 4 日
名 称	第 5 回政策調整会議		
日 時	平成 1 7 年 1 2 月 1 3 日（火）午後 1 時 3 0 分～午後 3 時 2 5 分		
場 所	役場 2 階 審 議 室		
出席者	別紙：出席者名簿のとおり		
内 容	別紙のとおり		

開 会

議長あいさつ（田浦助役）

- 1 上富良野町町税等の滞納者に対する行政サービスの制限の措置に関する条例（素案）について（資料全体について、プロジェクト座長から提案説明）

(1) 滞納者の定義について

[協議内容]

- ・ 前回の会議では、納期限に町税等を納めていないものを滞納者と設定したが、
税外収入（介護保険料、保育料）は毎月が納期限
銀行・郵便局・町外での納入日と役場への通知日のタイムラグ
上記により事務整理の複雑化による滞納者特定の困難さ
により、年度内に納めていないもの 過年度分の滞納者を滞納者の定義としたい。
- ・ 過年度とすることで条例を成功しても収納率アップ・滞納の抑制に即応しないが、補助制度の対象者について、「町税等の完納」を規定すること等、現行制度の改正で、収納率アップ・滞納の抑制を図っていく。
- ・ また、現行制度の滞納処分を適正に行うことで、収納率アップ・滞納の抑制を図っていく。
- ・ 本条例は制限をかけることが目的ではなく、収納率の向上と滞納の解消を目的としてのものであり、滞納者が納税相談により完納・分納をすることより、制限をされないことをうたっている。よって特定の滞納者（資産があるにも関わらず納税等をしない悪質な滞納者）に対しての条例である。

- ・ 税金を納めていないものへの制限は、全ての行政サービスが税金でまかなわれているため、適当である。
- ・ 税金を納めていて、税外収入を滞納している者への制限は、地方自治法により条例により制限できる。

【参考】

（地方自治法第10条第2項）住民は、法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う。

（地方自治法第14条第2項）普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。

(2) 行政サービスを制限する対象者について

[協議内容]

- ・ 2親等と規定していたが、本人の兄弟も含まれるため、直系2親等とした。
- ・ 生計同一の確認方法は、実態調査が困難であることから、住民が居住している基本となる住民票により行う。
- ・ 同居の直系2親等として、制限対象者の拡大解釈ではないか。
- ・ 扶養や養育義務を確認する方法はない。
- ・ 滞納者本人以外の者への制限は、違法の可能性がある。（北海道町村会法務支援室解釈：全国的に新しい条例であり、裁判所判例がないため現時点での推測）
- ・ 先進自治体条例でも、制限対象者の設定がまちまちである。
- ・ 行政サービス毎に性質が違うので、統一的に制限をかけることは妥当か。
- ・ 納税義務がない者への制限について、考慮することできないか。
- ・ 対象者は納税義務があり滞納している者にすべきか。
- ・ サービス毎に滞納者の範囲を選定してはどうか。
- ・ 法人の場合は、会社の滞納と会社代表者の滞納について、対象とする。

(3) 制限する行政サービスの項目について

[協議内容]

- ・ 所管課ヒアリングを実施し、対象を資料2のとおりまとめた。
- ・ 制限対象の行政サービスは、資料3を候補とする。
- ・ 今後、パブリックコメントや所管課担当者への事務内容の詳細確認により、制限する行政サービスを決定する。

(4) 今後のスケジュールについて

[協議内容]

- ・ 今後の事務スケジュールは資料1のとおり。

【総括】

- 1 滞納者の定義は、過年度分を滞納している者とする。

- 2 現行制度（補助要綱等）の行政サービス等の対象を町税等完納者にして、収納率や滞納解消を図る。
- 3 行政サービスを制限する対象者を「滞納者とその配偶者及び生計を一にする直系2親等の者」とする。
- 4 本条例の目的は滞納抑制・解消、収納率の向上であるため、滞納状況に的確に対応するため、条例制定後も段階的な制度改正（行政サービスの拡大、対象者の拡大等）が必要である。
- 5 今後、議会の意見、パブリックコメントでの意見を反映し、条例素案を再考する。

2 平成18年度上富良野町総合計画実施計画策定に伴う要望事業について

[事務局から提案説明：資料4]

- ・ 4月からの投資的事業の抑制経過を説明。
- ・ 収支均衡した新年度予算と実施計画を策定するため、投資的事業もその役割を担っている。
- ・ 新年度予算編成会議では、予算見積書は所属長審査の上、提出となっているが、12月8日時点で事業費ベース1,609,140千円（未精査）の要求があり、4月時点と比較して、94,178千円の増額となっている。
- ・ 事務局として事務的にも精査するが、前回会議で目標とした一般財源ベースで70,000千円の抑制を図るべく、努力していかなければならない。
- ・ 各投資的事業が総合計画に掲げる政策・施策を達成させるために、有効的か、効率的か、手段として適当かなどの視点で見直して欲しい。
- ・ 優先順位付けの調査も行ったが、資料4に掲げるような視点でさらに精査してもらいたい。

【総括】

- ・ 今後も、新年度予算、実施計画資金計画の収支均衡を図るため、所管課が記した優先順位や資料4を参考として、事業内容・事業費・実施年度などを調整し、各投資的事業（一般財源）を抑制する。
- ・ 投資的事業の抑制のため、今後も継続審議する。